

経常建設共同企業体の取扱いについて

平成29年3月8日
事業振興部工事管理課

優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成する経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）に関する北海道開発局の取扱いについて、主な申請要件をお知らせします。

この取扱いは、平成29・30年度の資格審査に適用します。

1 共同企業体の主な申請要件

(1) 構成員の数

構成員の数は、2社又は3社

(2) 構成員の組合せ

- ① 資本金の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人
- ② 等級のある工事区分（「一般土木」、「建築」等の5工事区分）を申請する場合にあっては、同一の等級又は直近の等級に格付けされた有資格者又はこれと同等と認められる者

(3) 結成数

一の企業が本局及び各開発建設部ごとに結成することができる共同企業体の数は1とします。ただし、施工能力等からみて確実に継続的な協業関係を維持することができると思われる場合にあっては、**2まで結成**することができます。

(4) 結成数の制限（別紙参照）

(3)により同一部局において複数の共同企業体を結成する場合であっても、同一工事区分における重複登録はできません。

(5) 結成回数

資格の有効期間内に共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合、その構成員は、当該資格の有効年度において、同一の発注機関における同一工事区分での共同企業体の結成は認められません。

ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併による消滅その他のやむを得ない場合により共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合を除きます。

2 単体企業と経常建設共同企業体との同時登録及び審査数値の加算調整

平成18年5月23日に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が改正されたことを受けて、同時登録及び審査数値の加算調整の取扱いを次のとおり改正します。

(1) **単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止**（別紙参照）

一の発注機関（本局及び各開発建設部ごと）における同一工事区分の同一ランク（等級）での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。

また、経常建設共同企業体が競争参加を希望する工事区分が一般土木の場合において、当該共同企業体の構成員に下位等級（C若しくはD等級をいう。以下同じ。）に格付けされた企業がいる場合に、当該共同企業体の競争参加を希望する部局（希望部局という。以下同じ。）が下位等級である構成員の本店所在地を管轄する部局（管轄部局という。以下同じ。）と異なる場合には、下位等級である構成員の単体企業としての競争参加資格は、当該構成員の管轄部局に対して停止となります。

なお、上記に関わらず政府調達に関する協定が適用される工事の入札に参加する場合は、経常建設共同企業体の入札参加を認める工事を除き、当該一の企業の競争参加資格を停止させません。

(2) **加算調整**（別紙参照）

合併計画を明らかにした書面（次期の定期の競争参加資格の決定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、有資格業者として決定を受けた日から平成29・30年度の競争参加資格の有効期限までの間、5%の加算調整を行います。

① **合併に至らなかった場合**

加算調整の適用を受けた共同企業体が、次期の定期の競争参加資格の決定日（競争参加資格の有効期間開始日）までに合併契約を締結していない場合には、次期以降の競争参加資格の決定において、当該一の企業が構成員となる共同企業体には加算調整を行わないものとします。

② **共同企業体を解散した場合**

加算調整の適用を受けた共同企業体が、次期の定期の競争参加資格の決定の時（競争参加資格の有効期間開始日）より前に解散したことにより、当該共同企業体の一の構成員が組合せを変更し、新たな共同企業体を申請した場合には、5%の加算調整は行わないものとします。

ただし、2社により構成される経常建設共同企業体のうち、1社が倒産したときなど、やむを得ないと認められる場合により解散した場合は除きます。